

## 9. 畜産物に関する Q&A

### QA50 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか。

原乳では、平成 23 年 4 月以降は全て 50Bq/kg 以下となっています。牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵では、平成 25 年度以降、基準値の超過は見られていません。

#### ■乳、肉及び卵における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過点数 (注)	超過割合
原乳	平成 23 年 3 月	173	8	4.6%
	平成 23 年度	1,746	0	0%
	平成 24 年度	2,421	0	0%
	平成 25 年度	2,040	0	0%
	平成 26 年度	1,846	0	0%
	平成 27 年度 (～12 月 28 日)	1,054	0	0%
牛肉	～平成 23 年度	78,095	1,052	1.3%
	平成 24 年度	153,238	6	0.004%
	平成 25 年度	193,268	0	0%
	平成 26 年度	186,937	0	0%
	平成 27 年度 (～12 月 28 日)	171,975	0	0%
豚肉・鶏肉・鶏卵	～平成 23 年度	867	6	0.7%
	平成 24 年度	1,595	1	0.06%
	平成 25 年度	1,486	0	0%
	平成 26 年度	1,180	0	0%
	平成 27 年度 (～12 月 28 日)	685	0	0%

(注) 肉及び卵においては、平成 24 年 4 月から設定された基準値 100 ベクレル/kg を超過した点数。原乳においては、基準値 50 ベクレル/kg を超過した点数。

※検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)の対象自治体の 17 都県。

※平成 27 年 12 月 28 日現在。

原乳の検査については、酪農家が生産する原乳を、クーラーステーションに集めた後、原料として乳業工場に出荷されるので、個々の酪農家ごとではなく、クーラーステーション単位で放射性物質検査を行っています。もし、原乳に出荷制限等の指示が出された場合、農協又は乳業者が、クーラーステーションへの出荷段階又は乳業工場への出荷段階で、原乳の出荷者名や地域の確認を行い、出荷を止めるので、基準値を超える原乳が、牛乳・乳製品の原料として使用されることはありません。

牛肉の検査については、平成 25 年度以降は 5 県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）で 3 か月に 1 度全戸検査を実施しています。特に出荷制限が指示された 4 県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）では、一部の農家において、全頭検査を行い、安全性を確認した上で市場に流通させています。

#### **統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第 8 章 112 ページ「原乳の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）」

下巻 第 8 章 113 ページ「牛肉の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）」

下巻 第 8 章 114 ページ「豚肉・鶏肉・卵の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）(1/2)」

下巻 第 8 章 115 ページ「豚肉・鶏肉・卵の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）(2/2)」

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日